

件名	愛媛県消費者行政活性化基金条例
主管課	県民生活課
根拠法令等	

【制定の概要】

地方消費者行政活性化交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金等を原資とする基金の設置

- 1 設置
消費生活相談窓口の機能強化その他消費者行政の活性化を図るために要する経費の財源に充てるため、消費者行政活性化基金を設置する。
- 2 積立て
一般会計歳入歳出予算で定める額

地方消費者行政活性化交付金	206,441千円	
地域活性化・生活対策臨時交付金	16,587千円	(相談員の設置等に要する経費に充当)
大洲市・西予市拠出金	6,876千円	(相談員の設置に要する経費を拠出)
利子	33千円	計229,937千円
- 3 経理
地方消費者行政活性化交付金により造成した部分に係る経理は、その他の経理と区分して整理
- 4 管理
現金は、最も確実かつ有利な方法により保管
- 5 運用益金の処理
収益は、予算に計上して、基金に編入
- 6 処分
目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。
- 7 繰替運用
財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

施行日	公布の日（平成24年3月31日限り失効。ただし、精算については、条例の規定は、精算が完了する日まで効力を有する）
-----	--

【その他参考事項】

- 1 事業実施機関 県、市町
- 2 事業実施期間 平成21年度～23年度（20年度は基金の設置のみ）
- 3 事業内容

事業名	事業内容	補助率
消費生活センター機能強化事業	消費生活センターの設置・拡充、相談時間延長 等	10/10
消費生活相談スタートアップ事業	消費生活相談窓口の開設・機能強化	10/10
消費生活相談員養成事業	管内の消費生活相談を担う人材の養成	10/10
消費生活相談員等レベルアップ事業	相談員への研修開催、研修参加支援	10/10
消費生活相談窓口高度化事業	高度に専門的な消費生活相談への対応力向上	10/10
広域的消費生活相談機能強化事業	市町が連携して相談事業を実施	10/10
食品表示・安全機能強化事業	食品表示・安全分野の対応力強化	10/10
消費者行政活性化オリジナル事業	地域独自の消費者行政活性化の取組	10/10

注 基金事業は、既存の消費者行政予算を肩代わりするものではない。